

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 6 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 堀場 早起子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 11 日 午前 9 時 45 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 19 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 2 月 20 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、期間入札において買受申出がないときは開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。区分所有建物敷地部分が税額不明の場合下記税額欄には算入されておりません。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10,590,000 8,472,000	一括	2,118,000	96,070	0
1	3,300,000				
2	7,290,000				
					</



物 件 目 録

1 所 在 浜松市中央区常光町字村中

地 番 4 1 5 番 2

地 目 宅地

地 積 2 9 0 . 2 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 浜松市中央区常光町字村中 4 1 5 番地 2

家屋 番号 4 1 5 番 2

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 4 . 2 5 平方メートル
2 階 6 6 . 2 5 平方メートル

所有者 B

物 件 明 細 書

令和 7年10月 7日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 堀場 早起子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、当係にお尋ね下さい。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 浜松市中央区常光町字村中
地 番 4 1 5 番 2
地 目 宅地
地 積 2 9 0 . 2 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 浜松市中央区常光町字村中 4 1 5 番地 2
家屋 番号 4 1 5 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 6 4 . 2 5 平方メートル
2 階 6 6 . 2 5 平方メートル

所有者 B





令和7年(ケ)第15号

令和7年 4月21日受理

令和7年 5月21日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所浜松支部

執行官 小 野 雅 章

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 浜松市中央区常光町字村中
地 番 4 1 5 番 2
地 目 宅地
地 積 2 9 0 . 2 1 平方メートル

所有者 A

2 所 在 浜松市中央区常光町字村中 4 1 5 番地 2
家屋 番号 4 1 5 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 6 4 . 2 5 平方メートル
2 階 6 6 . 2 5 平方メートル

所有者 B

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり(☐ 備付なし) ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり	
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(B) 1 上記のBが本土地上に下記建物を所有し、占有している。 2 下記建物の本件土地に対する敷地利用権につき、本件土地所有者A及び上記Bとの間(親族関係)には、金銭の授受等の特別な取り決め等はなく、使用借権である。	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者及びその家族が本建物を居宅として使用し、占有している。	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

- 1 本件土地建物の占有状況等について、本件調査に際し、本件土地所有者 A との面談は出来なかった（別紙「関係人の陳述等」参照）。
- 2 本件土地建物の形状及び所在場所等については、別紙「土地建物位置関係図（概略）」記載のとおりである。
- 3 本件土地における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価人作成の評価書を参照されたい。
- 4 本件土地は、東側幅員約 1.5 m の舗装市道（市道常光 17 号線・建築基準法 42 条 2 項道路・地番 2132 の土地は、浜松市所有の公衆用道路）に接面している。
- 5 本件建物は、経年相応の劣化した建物である。尚、本件建物内の不具合箇所については、別紙「関係人の陳述等」を参照されたい。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (Aの孫)	1 本件土地所有者Aは私の祖母です。本件建物所有者Bは私の妹です 2 本件建物には、B及びその家族が住んでいます。 3 Aは現在、病院に入院しており、会話をすることができない状態なので、本件調査には立ち会うことができません。 4 本件建物の本件土地に対する敷地利用につき、建物所有者Bと土地所有者Aは親族なので、金銭の授受等の特別な取り決め等はありません。無償です。 5 本件土地はいずれBが相続することになる土地です。 (令和7年4月30日 電話聴取)
■ B (建物所有者)	1 本件建物の所有者です。本件建物には家族5人(夫婦、子供3人)が住んでいます。 2 本件建物内で約10年前に犬を飼育していましたが、現在はいません。 3 本件建物の屋根にソーラーパネルが、敷地にエコキュートが設置されたオール電化の住宅です。ソーラーパネル等の購入代金は住宅ローンに含まれています。 4 本件建物は経年相応の劣化した建物です。雨漏り等の不具合箇所はありませんが、壁紙の浮いた箇所がいくつかあります。また、小さな黒色の蟻が列をなして、壁の隙間等から屋内に入ってくることがよくあります。蟻の駆除剤をまいていますが効果はありません。 5 本件土地には、ウッドデッキが存在します。 6 本件建物の本件土地に対する敷地利用につき、建物所有者である私と土地所有者であるAとは親族なので、金銭の授受等の特別な取り決め等はなく無償でAの土地を使用しています。 (令和7年5月13日 聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年4月22日(火) 15:15-15:30	物件所在地	物件確認、写真撮影
令和7年4月24日(木) 1 15:30-15:40	1 静岡地方法務局 (浜松支局) 2 当庁	1 隣接地の登記事項証明書、地積測量 図写し各交付申請 2 AB(所有者ら)に対し、現況調査期 日通知書を送付(郵券220円)
令和7年4月30日(水) 10:30-10:40	当庁	Cから占有状況等につき電話聴取
令和7年5月13日(火) 1 10:00-10:45 2 11:15-11:25	1 物件所在地 2 浜松市役所	1 立入調査、占有調査、写真撮影、評価 人同行、B(所有者)から占有状況等 につき聴取 2 接面道路につき調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

【A3版をA4版に縮小】

4 421-2

(座標値種別：図上測定)

-63874.026



-63999.026

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

常光町

請求部	所在	浜松市中央区常光町字村中				地番	415番2			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局浜松支局管轄)

令和7年2月20日

東京法務局新宿出張所

請求番号：22-1

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成23年2月10日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月24日 静岡県地方支務局浜松支局

(7 枚目)

登記官

請求番号：14-1

(1/4)

A

地 積 測 量 図

地 番	415-1、415-2
土地の所在	浜松市東区常光町字村中



座標求積表

地 番	① 415-1								
測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)	Y _n	距	離			
B006	102.062	65.487	-552.582415		10.32				
134	58.746	55.554	-1376.106220		10.70				
K151	53.072	56.453	-437.611460		32.72				
K150	68.385	53.194	1066.439642		10.67				
122	59.066	59.344	2402.191344		13.58				
B211	112.646	59.528	1025.372883		16.10				
B210	115.437	63.670	-448.554870		8.27				
B209	107.265	62.234	-452.748346		16.84				
倍 面 積					766	m ²			
地 積					766	m ²			

地 番	② 415-2								
測 点	X _n	Y _n	(X _n +1-X _n -1)	Y _n	距	離			
140	122.541	65.387	-312.681931		10.59				
K152	111.894	65.465	-882.650364		2.91				
B205	100.068	65.487	-307.723413		16.84				
B208	107.295	62.234	523.748246		8.27				
B210	115.437	63.670	448.554870		16.10				
B211	112.646	59.528	125.405580		4.06				
126	116.697	56.553	965.372385		33.79				
倍 面 積					500.486370				
地 積					290.243185	m ²			

測 量 者	日 章
証 據 書	平成22年12月16日
測量年月日	

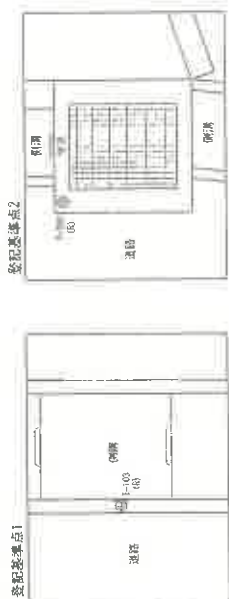
作 製 者	
申 請 人	
縮 尺	1 / 250

【A3版をA4版に縮小】






地番	415-1、415-2
土地の所在	浜松市東区常光町字木



登記基準点座標リスト

点号	点名	X座標	Y座標	標高
	T-103	95.023	114.995	
	T-201	108.879	125.217	

筆界点座標リスト

点号	点名	X座標	Y座標	標高
B205		109.068	55.487	
134		98.740	65.554	
K151		88.073	66.468	
K150		88.395	99.194	
139		99.056	99.344	
		112.646	99.528	
B210		115.437	93.670	
B209		107.285	92.234	
140		122.541	66.387	
K152		111.984	65.468	
136		116.697	99.593	

測量年月日	平成2年12月10日
測量地	特選
測量者	

(2) 胎動 (Fetal Movement): 胎動は胎児の健康状態を示す重要な指標であり、胎動の減少や消失は胎児の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。胎動の観察は、妊婦が胎児の健康状態を確認するための重要な手段である。

作者

人
請
冊

民

505

【A3版をA4版に縮小】

物件

(8 枚目)

雜記

請求番号: 14-1

(3/4)

12

登記年月日：平成23年7月25日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(静岡地方広務局浜松支局管轄)
令和7年2月20日 東京広務局新宿出張所

(9 枚目)

登記官

各階平面図 建物図面

家屋番号 415番2

建物の所在 浜松市東区常光町字村中415番地2

1階



求積表			
①	$3,500 \times 1,000$	=	3,500,000
②	$5,500 \times 4,000$	=	22,000,000
③	$7,750 \times 5,000$	=	38,750,000
合 計		床面積	64,250,000

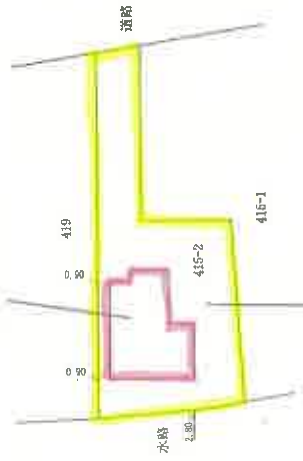
2階



求積表			
①	$5,500 \times 5,000$	=	27,500,000
②	$7,750 \times 5,000$	=	38,750,000
合 計		床面積	66,250,000



物件2



物件1

作製者

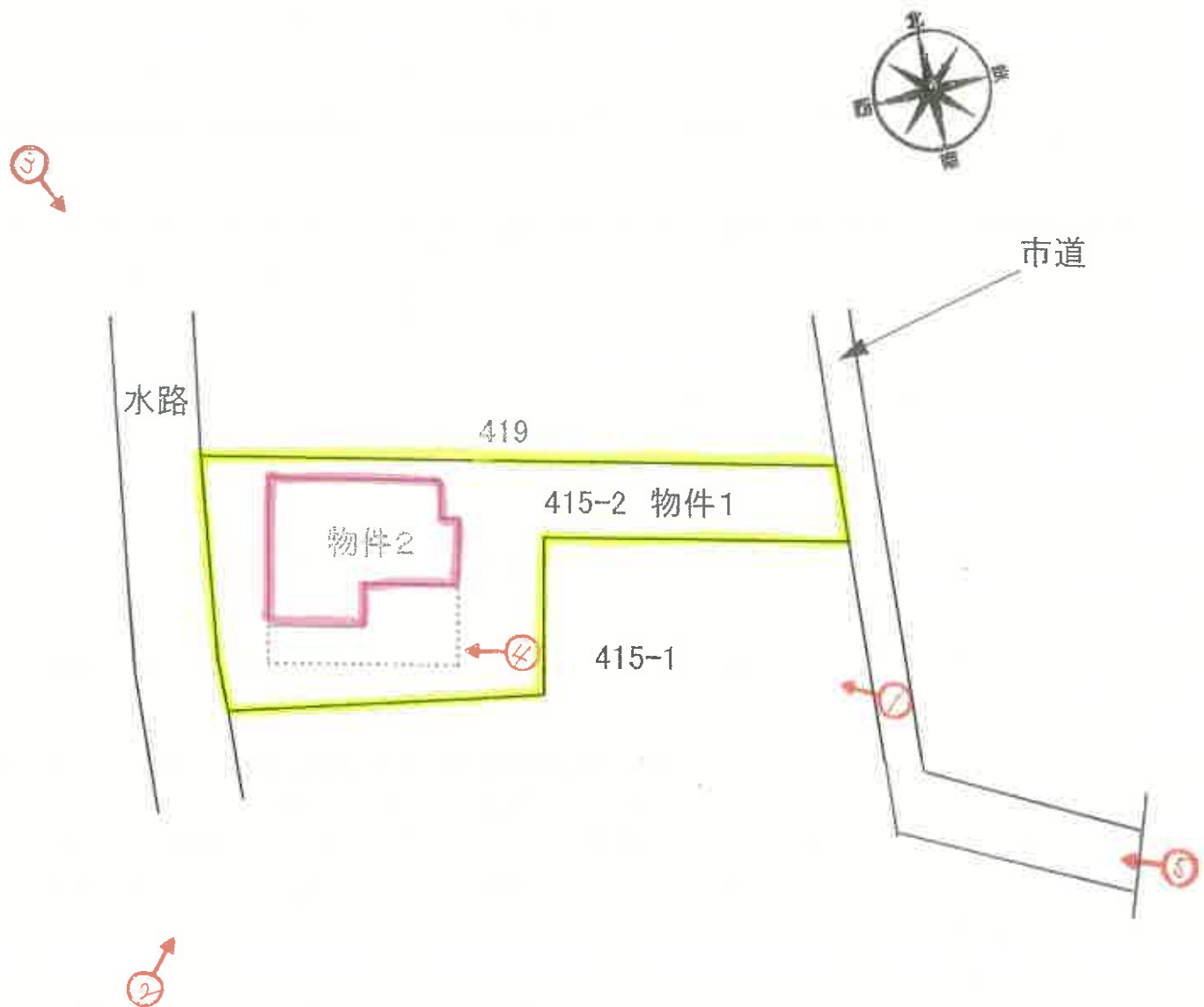
縮尺 250

申請人

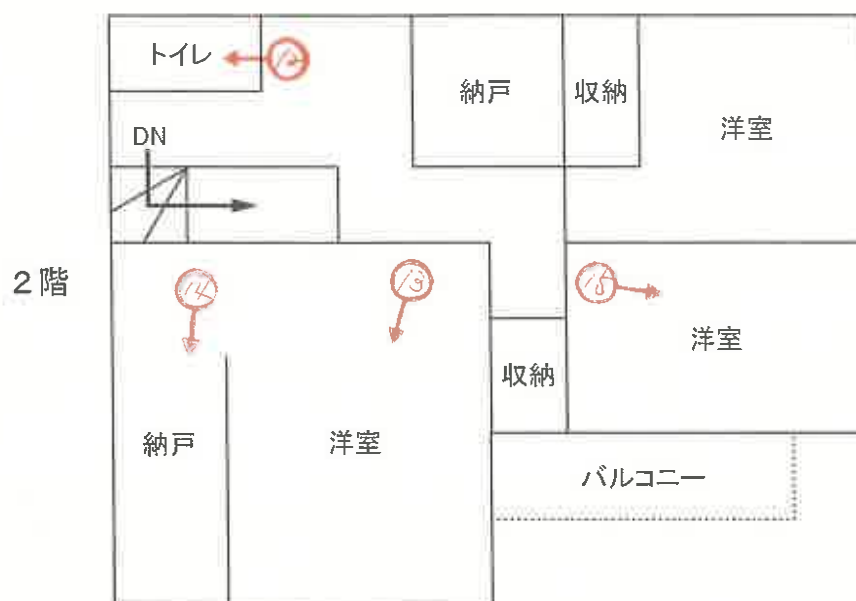
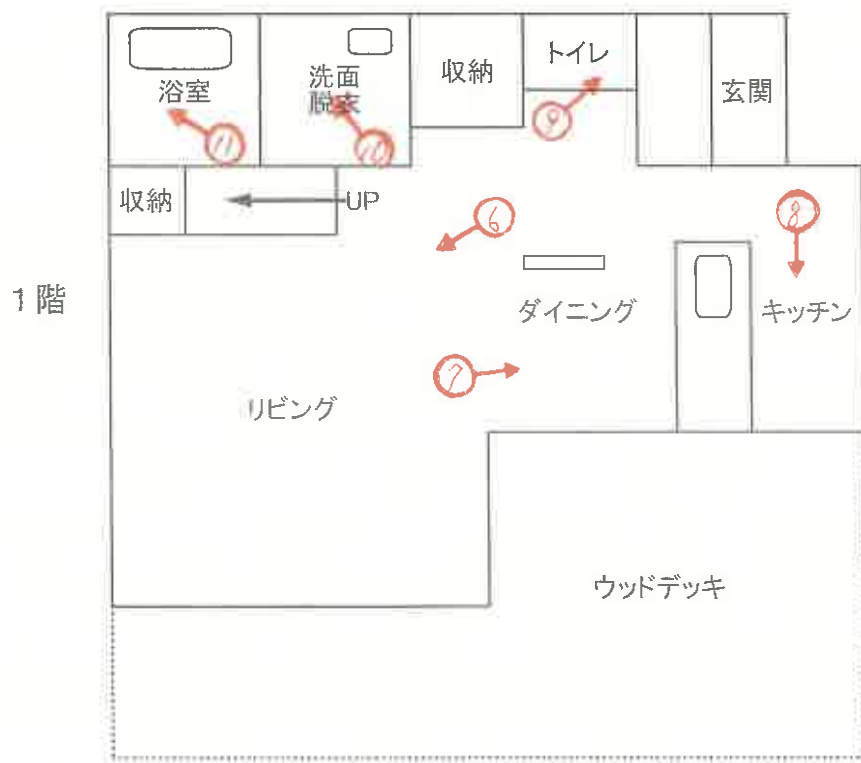
縮尺 500

【A3版をA4版に縮小】

土地建物位置関係図（概略）



間 取 図



 写真撮影の位置及び方向を示す。

写真1



写真2 ソーラーパネル



写真 3



写真 4



ウッドデッキ

写真 5



写真 6



写真7



写真8



写真 9



写真 10



写真 1 1



写真 1 2



写真 1 3



写真 1 4



写真 1 5



令和 7年（ケ）第 15号
令和 7年 5月13日 現地調査
令和 7年 6月19日 評 価

静岡地方裁判所浜松支部 御 中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

市川 高史

物 件 目 録

- 1 所 在 浜松市中央区常光町字村中
地 番 4 1 5 番 2
地 目 宅地
地 積 2 9 0 . 2 1 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 浜松市中央区常光町字村中 4 1 5 番地 2
家屋 番号 4 1 5 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 6 4 . 2 5 平方メートル
2 階 6 6 . 2 5 平方メートル

所有者 B

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 10,590,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,300,000 円
物件2 (建物)	金 7,290,000 円

- ① 一括価額は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価額の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1の土地上に、物件2の建物が存する。		

※現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「天竜川」駅北東方約4.5km（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	浜松市中央区常光町地内の住宅地域である。付近は背後に農地が広がる中、戸建住宅を中心とした利用にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化調整区域 用途の指定なし 60% 200% 無 線引後の宅地、原則再建築不可
画 地 の 状 況	地 積 形 状 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	290.21㎡ 不整形 平坦地 路面とほぼ等高の中間画地 西側隣地は水路
接 面 道 路 の 状 況	東側約1.5m舗装市道（建築基準法上の道路） 市道沿いに幅約1.3m程度のセットバックを要する。	
土地の利用状況	現 況 利 用…物件2の建物の敷地 目的外建物の有無…なし そ の 他…特になし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物		
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載）：平成23年7月18日新築 経 過 年 数：約14年 経済的残存耐用年数：約16年		
仕 様	構 造	木造2階建	
	屋 根	かわらぶき	
	外 壁	サイディング等	
	内 壁	クロス等	
	天 井	クロス等	
	床	フローリング等	
	設 備	電気、給排水、衛生	
	その他	オール電化、ソーラーパネル、エコキュートあり	
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。		
現 況 用 途 等	現況用途…居宅 間取り…後添建物間取図参照		
品 等	普通		
保守管理の状態	普通		
建物の利用状況	・建物所有者が家族とともに居宅として使用し、占有している。 ※「詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。」		
特 記 事 項	・建物の南側にウッドデッキあり。 ・黒色の蟻が列をなして室内に入ってくることがよくあるとのこと。 ・階段付近の壁クロスについて、一部浮いている箇所が見られた。		

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件は居宅であり、十分な収益を見込むことが困難であるため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	36,000	0.60	290.21	0.90	5,640,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査地 中央(県)－32

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$40,400\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/102 \times 100/110 \div 36,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位を考慮した。

◇地 域 格 差：公示地等は街路条件等で優る。

イ 個 別 格 差：線引後の宅地(一)等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	170,000	130.50	0.48	10,650,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数14年、経済的残存耐用年数16年、観察減価10%

（耐用年数に基づく方法） （観察減価法）

現価率＝16年 ÷ (14年＋16年) × (1－0.10) ÷ 0.48

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
	ア	イ		
1	5,640,000	0.10	使用借権	560,000

イ 土地利用権等割合：物件1の土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土 地 利 用 権 等 価格の控除及び 加算 (円) (2①ウ) イ		占有減価 修 正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ ×オ
1	5,640,000	－	560,000	—	—	0.65	3,300,000
2	10,650,000	＋	560,000	—	—	0.65	7,290,000
一括価格 (合計)							10,590,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格：中央(県)－32

所 在：浜松市中央区常光町字一丁目194番6

価 格：40,400円／㎡

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：297㎡

供給処理施設：－

接 面 街 路：東側6.8m市道

用 途 指 定 等：市街化調整区域、用途の指定なし

(建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅、農家住宅等が見られる農地の多い住宅地域

第7 附属資料

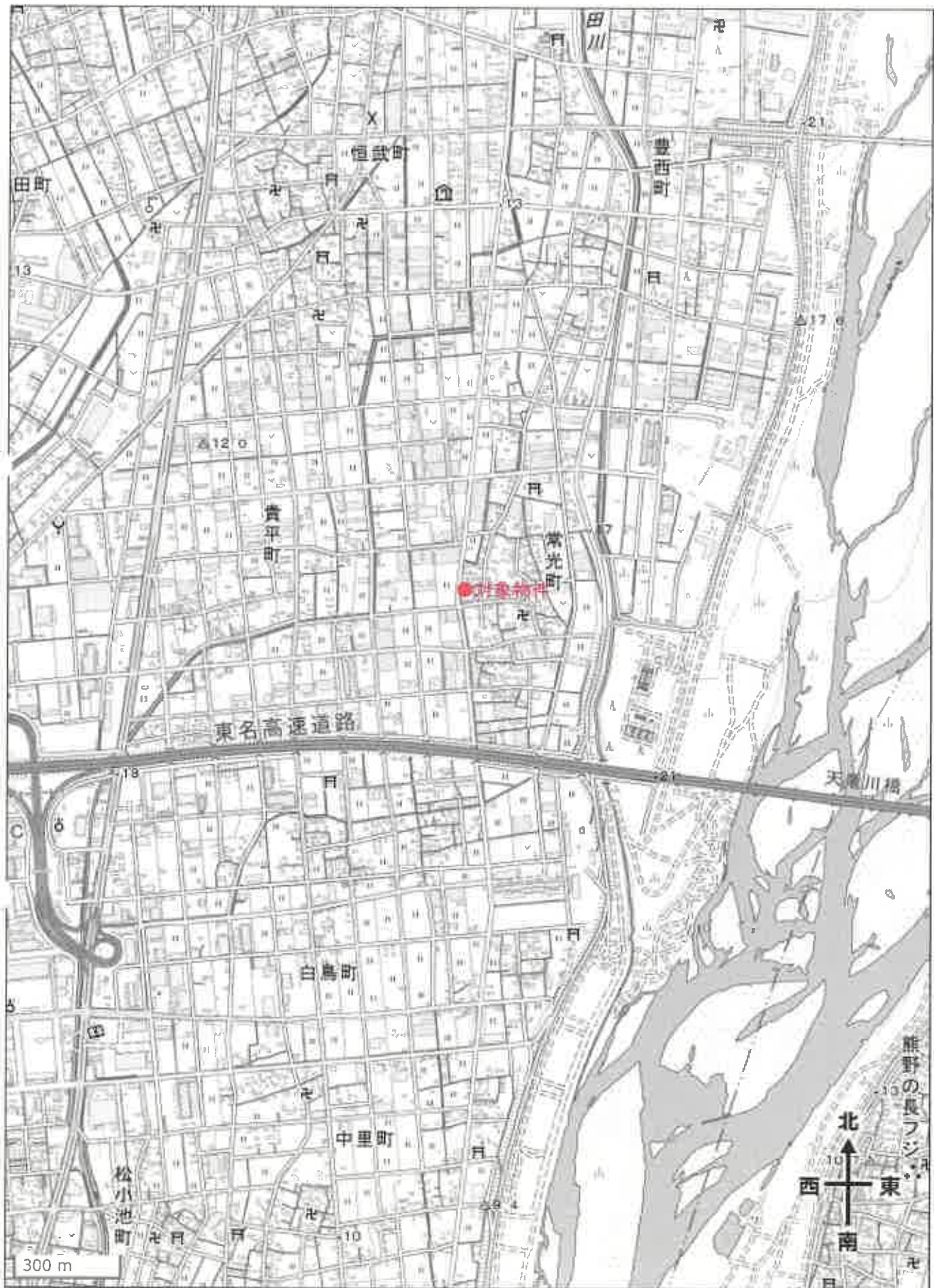
1 位置図

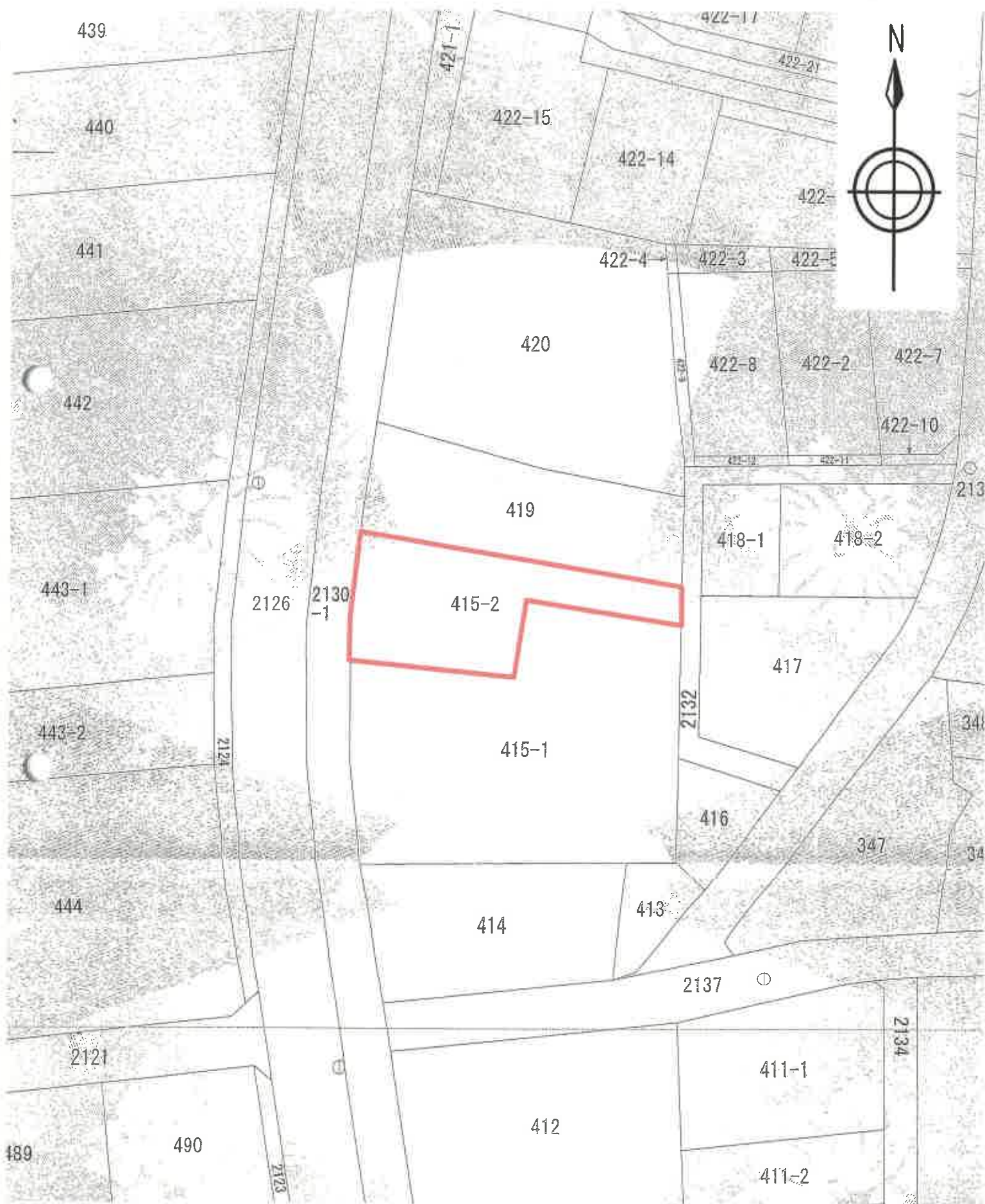
2 公図写

3 建物配置図

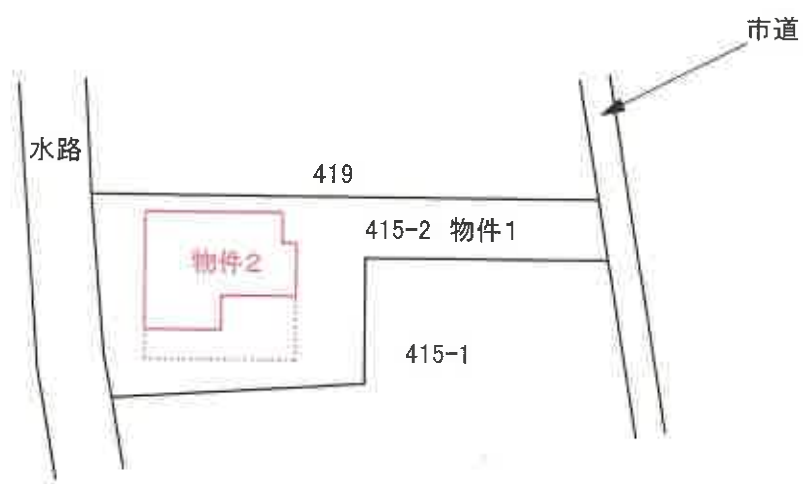
4 間取図

以 上



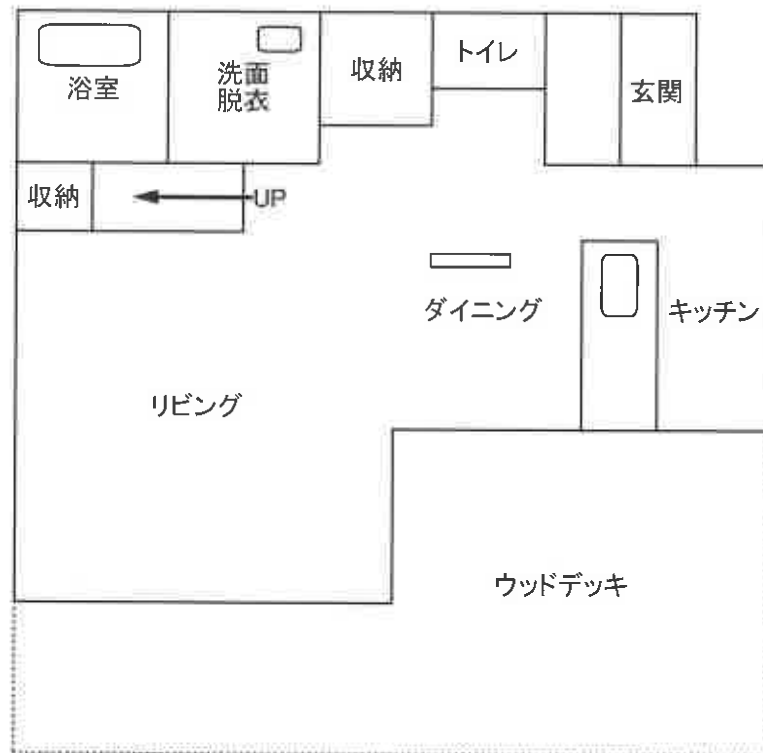


建物配置図



間 取 図

1 階



2 階

